

琉球大学大学院法務研究科規程

平成 16 年 4 月 1 日
制 定

(趣旨)

第 1 条 この規程は、国立大学法人琉球大学組織規則第 29 条第 4 項の規定に基づき、琉球大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）に定めるもののほか、琉球大学大学院法務研究科（以下「本研究科」という。）の授業科目、単位、履修方法その他必要な事項を定める。

(教育研究上の目的)

第 2 条 本研究科は、人間関係や社会問題に対する深い洞察力と専門的職業人としての高い倫理観を備え、地域にこだわりつつ世界を見つめ、性の多様性を尊重する法曹人を養成するとともに、法律学の理論的・臨床的研究を行い、社会の発展に寄与することを目的とする。

(専攻)

第 3 条 本研究科に、法務専攻を置く。

2 前条に定める本研究科の目的を実現するため、法務専攻にインターナショナル・ロイヤー・コースを設ける。

(指導教員)

第 4 条 学生に対する履修指導等のため、指導教員を置く。

2 指導教員は、本研究科の専任の教授、准教授又は講師をもって充てる。ただし、みなし専任教員（本研究科において教授等の職務を行う実務家教員で、平成 15 年文部科学省告示第 53 号（専門職大学院に関し必要な事項を定める件）第 2 条第 2 項に該当する者をいう。）を除く。

3 指導教員は、入学から修了まで、学生による授業科目の履修等に関し適切な助言を行うとともに、学生生活・進路等の相談指導に当たる。

4 指導教員の変更は、原則として認めない。ただし、特別の事情が生じた場合に限り、研究科委員会の議を経て、その変更を認めることができる。

(他の大学院における授業科目の履修等)

第 5 条 指導教員が必要と認めるときは、大学院学則第 17 条の定めるところにより、他の大学院との協議に基づき、学生に当該他の大学院の授業科目を履修させることができる。

- 2 指導教員が必要と認めるときは、本学の他の研究科の授業科目を指定し、学生に履修させることができる。
- 3 第1項及び前項の定めるところにより履修した授業科目については、研究科委員会の議を経て、34単位を超えない範囲で第11条第1項に定める選択科目の単位を修得したものとみなすことができる。

(留学)

- 第6条** 前条第1項の定めるところにより外国の大学院の授業科目を履修しようとする学生は、指導教員の承認を得たうえで、当該授業科目名を記載した留学願を研究科長に提出し、その許可を受けなければならない。当該許可は、研究科委員会において教育上有益と認めるときに与えるものとする。
- 2 前項の許可を受けて留学した期間については、研究科委員会の議を経て、1年を超えない範囲で第17条第1項に定める在学期間に加えることができる。

(長期にわたる教育課程の履修)

- 第7条** 学生が、職業を有している等の事情により、大学院学則第11条に定める標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に本研究科の教育課程を履修し修了することを希望する旨を申し出たときは、大学院学則第18条の定めるところにより、研究科委員会の議を経て、その計画的な履修を認めることができる。
- 2 前項の規定による計画的な教育課程の修業年限は、大学院学則第12条に定める在学期間を超えることはできない。
 - 3 第1項及び前項に関し必要な事項は、研究科委員会が別に定める。

(入学前の既修得単位の認定)

- 第8条** 研究科委員会において教育上有益と認めるときは、大学院学則第19条の定めるところにより、学生が本研究科に入学する前に大学院（他の大学院を含む。）において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本研究科に入学した後の本研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 2 前項の定めるところにより修得したものとみなすことのできる単位数は、再入学及び転入学の場合を除き、本研究科において修得した単位以外のものについては、30単位を超えず、かつ第5条第3項の定めるところにより修得したものとみなす単位と合わせて34単位を超えないものとする。

(授業科目等)

- 第9条** 本研究科における授業科目及び単位数は、別表1に掲げるとおりとする。

(教育方法)

第 10 条 本研究科における教育は、講義、演習及び実習によって行う。

- 2 本研究科においては、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(履修方法)

第 11 条 学生は、必修科目 70 単位（法律基本科目 61 単位、実務基礎科目 9 単位）、選択科目 23 単位（実務基礎科目 1 単位、基礎法学・隣接科目 4 単位、展開・先端科目 18 単位）以上を修得しなければならない。

- 2 インターナショナル・ロイヤー・コースを選択した学生は、基礎法学・隣接科目について所定の授業科目 4 単位以上、展開・先端科目について所定の授業科目 8 単位以上を修得しなければならない。
- 3 各年次の学生が、1 年間に履修することのできる単位の上限は、各号に定める単位数とする。ただし、前期又は後期のみ在学するときは、その単位数の 2 分の 1 とする。
 - (1) 1 年次 38 単位
 - (2) 2 年次 36 単位
 - (3) 3 年次 44 単位（当該年度の終わりに本研究科の教育課程を修了できないことが明らかである場合には、36 単位）
- 4 別表 2 に定める授業科目については、所定の履修条件を満たさなければ履修することができないものとする。

(履修手続)

第 12 条 学生は、履修しようとする授業科目について、各学期の履修登録期間内に、当該授業科目を担当する教員の承認を得て、所定の様式により研究科長に届け出なければならない。

(成績評価基準等の明示)

第 13 条 授業科目の内容・方法、到達目標、計画、成績評価基準等は、学生に対して、各学期の初めに明示する。

(単位の認定)

第 14 条 各授業科目の単位修得の認定は、試験の成績等により、研究科委員会の承認を得て担当教員が行う。

- 2 病気、忌引きその他やむを得ない事由により定期試験を受けることができなかった者については、原則として追試験を行う。

- 3 前項に関し必要な事項は、研究科委員会が別に定める。

(成績の評価)

- 第 15 条** 成績の評価は、定期試験の成績、授業への出席状況、授業での発言、課題への取り組み等を考慮して行う。授業の3分の1以上を欠席した者には単位を与えない。
- 2 成績は、単位を与える水準に達した者(100点満点で60点以上の評点を取得した者)につき、A、B、C、Dの4段階で相対評価する。相対評価の基準は、原則として、A10～20%、B20～30%、C40～50%、D10～30%とする。単位を与える水準に達していない者はF評価とする。
 - 3 前項の規定にかかわらず、選択科目については、絶対評価により成績を評価する。絶対評価の基準は、A90～100点、B80～89点、C70～79点、D60～69点とする。
 - 4 A、B、C、D、Fにそれぞれ4、3、2、1、0の点数を与え、以下の算式によりGPAを算出する。

$$GPA = \frac{(4 \times A \text{ 修得単位数}) + (3 \times B \text{ 修得単位数}) + (2 \times C \text{ 修得単位数}) + (1 \times D \text{ 修得単位数})}{\text{履修登録した授業科目の単位数の総和}}$$

- 5 第2項及び第3項の規定にかかわらず、研究科委員会が別に定める授業科目の成績は、合否で評価する。当該授業科目はGPAの対象外とする。

(2年次進級の要件)

- 第 16 条** 1年次に配当された法律基本科目(必修科目に限る。)について20単位以上を修得し、単位を修得した法律基本科目(必修科目に限る。)のうち成績上位の20単位分の授業科目のGPAが1.6を満たし、かつ共通到達度確認試験において全国の上位80%以内の成績を取得しなければ、2年次に進級することができないものとする。ただし、この進級要件のうち、共通到達度確認試験に関する要件のみを満たしていない者については、別に定めるところにより、研究科委員会において2年次への進級に必要とされる学修到達度に達していると評価された場合には、進級を認めることができる。
- 2 前項に定める進級要件を満たさず1年次に留め置かれた者には、D評価を受けた法律基本科目の再履修を認める。

(教育課程修了の要件)

- 第 17 条** 本研究科の教育課程の修了要件は、本研究科に3年以上在学し、第11条第1項に定める単位を修得し、かつ修了時において履修登録したすべての授業科目のGPAが2.0、法律基本科目のGPAが1.8を満たすこととする。
- 2 前項に定める修了要件のうち、GPAに関する要件のみを満たしていない者には、

D評価を受けた授業科目の再履修を認める。

- 3 第1項に定める修了要件のうち、GPAに関する要件のみを満たさないことが明らかである3年次の学生には、指導教員の承認を条件に、D評価を受けた授業科目の再履修を認める。
- 4 第1項に定める在学期間については、第8条の定めるところにより本研究科に入学する前に修得した単位を本研究科において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により本研究科の教育課程の一部を履修したと認めるときは、研究科委員会の議を経て、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で在学したものとみなすことができる。

(法学既修者)

第18条 本研究科において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者（以下「法学既修者」という。）に関しては、研究科委員会の議を経て、前条第1項に定める在学期間については1年間在学し、同項に定める単位については1年次に配当された法律基本科目（必修科目に限る。）29単位の全部又は一部を修得したものとみなすことができる。

- 2 法学既修者について在学したものとみなすことのできる期間は、前条第4項の定めるところにより在学したものとみなす期間と合わせて1年を超えないものとする。
- 3 法学既修者について修得したものとみなすことのできる単位数は、第5条第3項及び第8条第1項の定めるところにより修得したものとみなす単位と合わせて34単位を超えないものとする。

(学位の授与)

第19条 本研究科の教育課程を修了した者には、法務博士（専門職）の学位を授与する。

(再入学)

第20条 本研究科を退学した者で、退学後2年以内に再入学を志願する者があるときは、大学院学則第34条の定めるところにより、研究科委員会の議を経て、相当年次に入学を許可することができる。

- 2 前項に関し必要な事項は、研究科委員会が別に定める。

(転入学)

第21条 他の法科大学院の学生で、本研究科への転入学を志願する者があるときは、大学院学則第33条の定めるところにより、欠員のある場合に限り、研究科委員会の議を経て、相当年次に入学を許可することができる。

2 前項に関し必要な事項は、研究科委員会が別に定める。

(特別聴講学生)

第 22 条 本研究科において特定の授業科目を履修しようとする他の大学院の学生があるときは、大学院学則第 51 条の定めるところにより、当該他の大学院との協議に基づき、特別聴講学生としてその履修を認めることができる。

2 前項に関し必要な事項は、研究科委員会が別に定める。

(科目等履修生)

第 23 条 琉球大学の学生以外の者で、本研究科における授業科目を履修することを志願する者があるときは、大学院学則第 53 条の定めるところにより、本研究科の運営に支障のない限り、研究科委員会の議を経て、科目等履修生として入学を許可し単位を与えることができる。

2 前項に関し必要な事項は、研究科委員会が別に定める。

(法務学修生)

第 24 条 本研究科の教育課程を修了した者で、司法試験を受験するため本研究科の学修支援の下で自学自習を希望する者があるときは、大学院学則第 55 条の定めるところにより、本研究科の運営に支障のない限り、研究科委員会の議を経て、法務学修生として在籍を許可することができる。

2 前項に関し必要な事項は、研究科委員会が別に定める。

(雑則)

第 25 条 この規程に定めるもののほか、本研究科に関し必要な事項は、研究科委員会が別に定める。

附則

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附則 (平成 18 年 10 月 1 日)

この規程は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

附則 (平成 19 年 1 月 17 日)

この規程は、平成 19 年 1 月 17 日から施行する。

附則 (平成 19 年 2 月 7 日)

この規程は、平成 19 年 2 月 7 日から施行する。

附則（平成 19 年 7 月 11 日）

この規程は、平成 19 年 7 月 11 日から施行する。

附則（平成 20 年 4 月 1 日）

- 1 この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この改正後の第 5 条第 2 項及び第 9 条第 2 項の規程にかかわらず、平成 19 年度以前入学者の履修単位数ないし成績評価は、なお従前の例による。

附則（平成 22 年 2 月 17 日）

- 1 この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 3 条（別表を含む。）、第 5 条及び第 10 条の規定にかかわらず、平成 21 年度以前入学者の履修できる授業科目、1 学期に履修できる単位数及び課程修了の要件については、なお従前の例による。

附則（平成 23 年 3 月 16 日）

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附則（平成 24 年 3 月 28 日）

- 1 この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 3 条（別表 1 を含む。）、第 5 条（別表 2 を含む。）、第 9 条の 2 及び第 11 条の規定にかかわらず、平成 23 年度以前入学者の履修できる授業科目、履修方法、2 年次進級の要件及び 16 単位未満除籍制度の適用については、なお従前の例による。

附則（平成 26 年 3 月 20 日）

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附則（平成 27 年 3 月 18 日）

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附則（平成 30 年 3 月 7 日）

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附則（平成 30 年 8 月 8 日）

この規程は、平成 30 年 8 月 8 日から施行する。

附則（平成 31 年 3 月 6 日）

- 1 この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 11 条及び第 16 条の規定にかかわらず、平成 30 年度以前入学者の履修方法及び 2 年次進級の要件については、なお従前の例による。

別表 1 (第 9 条関係)

授業科目及び単位数

	授業科目名	単 位	修了要件
法律 基 本 科 目	〔公法系科目〕		必修 61 単位
	憲法Ⅰ	2	
	憲法Ⅱ	2	
	憲法問題研究 (選択)	1	
	憲法演習Ⅰ	1	
	憲法演習Ⅱ	1	
	行政法Ⅰ	2	
	行政法Ⅱ	2	
	行政法演習	2	
	公法応用演習	2	
	〔刑事法系科目〕		
	刑法総論Ⅰ	1	
	刑法総論Ⅱ	1	
	刑法各論Ⅰ	1	
	刑法各論Ⅱ	1	
	刑法問題研究 (選択)	1	
	刑法演習Ⅰ	1	
	刑法演習Ⅱ	1	
	刑事訴訟法Ⅰ	2	
	刑事訴訟法Ⅱ	2	
	刑事訴訟法演習	2	
	刑事法応用演習	2	
	〔民事法系科目〕		
	民法Ⅰ	3	
	民法Ⅱ	3	
	民法Ⅲ	2	
	民法Ⅳ	2	
	民法Ⅴ	1	
	民法問題研究Ⅰ (選択)	1	
	民法問題研究Ⅱ (選択)	1	
	民法演習Ⅰ	2	
	民法演習Ⅱ	2	
	民事訴訟法Ⅰ	2	
	民事訴訟法Ⅱ	2	
	民事訴訟法演習	2	
	商法Ⅰ	4	
	商法Ⅱ	2	
	商法演習	2	
	民事法応用演習Ⅰ	2	
	民事法応用演習Ⅱ	2	
実 務 基 礎 科 目	刑事訴訟実務の基礎 (必修)	2	必修 9 単位 選択必修 1 単位
	民事訴訟実務の基礎 (必修)	2	
	法曹倫理 (必修)	2	
	刑事模擬裁判 (必修)	1	
	民事模擬裁判 (必修)	1	
	ロイヤリング (必修)	1	
	クリニック (選択必修)	1	
	エクスターンシップ (選択必修)	1	

基礎法学・隣接科目	法律基礎英語Ⅰ◎	1	選択 4 単位以上。ただし、インターナショナル・ロイヤー・コースを選択した学生は、◎を付した授業科目を 4 単位以上履修しなければならない。
	法律基礎英語Ⅱ◎	1	
	法哲学	2	
	ジェンダーと法	2	
	アメリカ法◎	2	
	アメリカ憲法◎	2	
	日米関係◎	2	
展開・先端科目	租税法	2	選択 18 単位以上。ただし、インターナショナル・ロイヤー・コースを選択した学生は、◎を付した授業科目を 8 単位以上履修しなければならない。
	自治体法学	2	
	国際法◎	2	
	国際人道法◎	2	
	労働法	2	
	社会保障法	2	
	刑事政策	2	
	交通事故賠償法	2	
	民事執行・保全法	2	
	倒産法	2	
	保険法	2	
	海法・空法	2	
	沖縄企業法務	2	
	国際私法◎	2	
	国際民事訴訟法◎	2	
	国際取引法◎	2	
	経済法	2	
	知的財産法	2	
	環境法	2	
	米軍基地法◎	2	
	性の多様性の尊重と法	2	
	政策形成と法	2	
	英米法研修ハワイプログラム◎	2	
	首都圏研修プログラム	1	
	論文指導Ⅰ	2	
	論文指導Ⅱ	2	
外書講読Ⅰ	2		
外書講読Ⅱ	2		
展開・先端科目特殊講義Ⅰ～Ⅵ	各 2		
展開・先端科目特殊講義Ⅶ・Ⅷ	各 1		

別表 2 (第 11 条第 4 項関係)

授業科目の履修条件

授業科目	履修条件
憲法演習 I	憲法 I、憲法 II から 2 単位以上をすでに修得していること
憲法演習 II	
行政法演習	行政法 I、行政法 II から 2 単位以上をすでに修得していること
公法応用演習	憲法演習 I、憲法演習 II、行政法演習から 2 単位以上をすでに修得していること
刑法演習 I	刑法総論 I、刑法総論 II、刑法各論 I、刑法各論 II から 2 単位以上をすでに修得していること
刑法演習 II	
刑事訴訟法演習	刑事訴訟法 I、刑事訴訟法 II から 2 単位以上をすでに修得していること
刑事法応用演習	刑法演習 I、刑法演習 II、刑事訴訟法演習、刑事訴訟実務の基礎から 4 単位以上をすでに修得していること
民法演習 I	民法 I、民法 II、民法 III、民法 IV、民法 V から 6 単位以上をすでに修得していること
民法演習 II	
民事訴訟法演習	民事訴訟法 I、民事訴訟法 II から 2 単位以上をすでに修得していること
商法演習	商法 I、商法 II から 4 単位以上をすでに修得していること
民事法応用演習 I	民法演習 I、民法演習 II、民事訴訟法演習、商法演習、民事訴訟実務の基礎から 6 単位以上をすでに修得していること
民事法応用演習 II	